



令和 5 年 8 月号



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

代表  
便り

## 長期間の税務調査

今回は、久しぶりに仕事の話です（笑）。

私は弊社の顧客の全ての税務調査の対応をしておりますので、常に 3～5 件位が並行して動いているような状況です。顧問先数が多いこと、更に、若い時から開業しているが故にかなりの調査件数をこなしていることは、弊社の絶対的な強みの一つだと自負しております！<(`^´)>

そんな私ですが、現在進行中の税務調査は特別に長期間にわたり継続しています。そろそろ終わりが見えておりますが、半年以上の期間がかかっております。それについては署の方にも苦言を入れているわけですが、職員の方が大変なことも分かっているの心苦しい限りです。

今回の調査で問題になっているのは消費税の還付の件です。

大部分の事業者の方は「消費税は納付するもの」という認識かもしれませんが、輸出事業者の方は、逆になります。

日本の商品を仕入した際、支払われる消費税。例えば年間 10 億円の商品を国内で仕入れた場合、1 億円の消費税を合わせて 11 億円支払います。その商品を海外で 12 億円で売上げた場合、この 12 億円には消費税がかかりませんので、「もらった消費税 0 円 - 支払った消費税 1 億円 = 1 億円の消費税の還付」となります。

「えっ！1 億円も消費税が返ってくるのですか？」と思われるかもしれませんが、そうなります。「例えの金額が大きいからでしょ」と思われるかもしれませんが、卸売業だと売上が膨れ上がりますので、意外に多額の還付になります。

このように消費税還付の申告は金額が大きくなりますので、国にとっても重要調査対象となっています。それ自体には何も問題ないのですが、こういう調査がひとたび始めると、調査が終わるまで還付がストップするという法律になっています。事業者としては、還付金を次の仕入資金や人件費、返済金に回すはずで。つまり、その還付金がストップすると資金繰りもストップしますから、当然、事業をやっていけない。そのため社長的には、少しくらい払ってでも調査を早く終わらせたいという意識が強く働き、調査官有利の税務調査となるわけです。（個人的には還付金を質に取るという悪法だと思っています。）

ただ、脱税もかなり多く、外国人旅行者が免税店で個人の限度を超えて金を購入したり、高級腕時計や化粧品を買ったり、それを輸出業者に下取りしてもらい、その商品を輸出して消費税分の還付を受けたりと悪さも目立っています。正しく取引をしている業者もその影響を受けることになり、やるせない気持ちになります。インボイス制度が始まればこういうこともなくなるはずなので、そこは良い点かもしれません。

いずれにしても、インボイスが始まることで、かなりの影響、かなりの増税になりますので、皆様にも色々なことをお伝えしていければと思っています。

（参考）輸出業における消費税申告の仕組み



## インボイス ミニセミナー開催のご案内

日時：8 月 24 日(木) 14:00～15:00（13:30 受付開始）

場所：三上税理士法人 本店 3 階大会議室

10 月 1 日から始まるインボイス制度に向けてミニセミナーを開催いたします。弊社社員より、制度の概要や請求書の書き方等、実務面のお話をさせていただきます。今後も 9 月～10 月上旬にかけて複数回、同内容のセミナー開催を予定しております。詳しくは担当者までお問い合わせください。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

インター  
店  
便り

## トルティーヤ食べたいや

文責：大脇

こんにちは。蝉時雨の降りそそぐ頃ですが、いかがお過ごしでしょうか？

わが家の田んぼは稲の中で穂のもとができて始めています。毎日見ていると中々気づきにくいですが、日々成長し変化していく稲に自然の美しさを感じる今日この頃です

先日、親睦会（社員旅行）と称しましてバーベキューを行いました。

三上税理士法人では春と秋の年 2 回社員旅行がありますが、春は社員だけでなく、パートさんとアルバイトさん、来年度の新卒入社予定の方々も参加今年なんと過去最大の 37 人の参加で、とても賑やかな会になりました♪



【みんなでカンパイヤ】



【遊べるスペースもありましたよ(^^)笑顔がまぶしい】

会場は 2023 年 3 月にグランドオープンしたばかりの、落合公園北にある「BBQ SPOT KASUGAI」（春日井市東野町茨沢 21-3）。近いのはもちろん、手ぶらで行けるのがいい！火おこしなくていいのがいい！トルティーヤが食べ放題なのがいい（笑）！オープンして間もないこともあってか、とてもきれいな施設でトイレも完備。遊ぶスペースもありましたよ。持ち込みも OK だったので、みんなからリクエストしたものも、親睦会の担当者が準備してくれました。え？私！？もちろん私がリクエストした分も買ってくれてありましたよ♪…さくらんぼと書いたのに、アメリカンチェリーだったけど（ブツブツ(笑)）。

肝心の BBQ のお味は、お肉が柔らかく「肉！」の味がしっかりしました。

さらに、野菜派の私にはとっても嬉しいトルティーヤ！初トルティーヤだったため事前に調べましたが、トルティーヤとは、メキシコ料理の定番食材で薄焼きパンのことだそうです。さっと表面に焼き目をつけて、たっぷりのレタスやトマトと焼いたお肉を巻いて食べてみると…う～ん美味♡



【平成っ子に焼いてもらい黙々と食べていました。え!?強要してませんよ】



【副店長 A 氏はビール片手に焼いていました!(^^)!お肉の焼き加減が好評だったそうです】

おいしい食事のあとはゲームタイム。各グループ対抗のクイズ大会は、出題も回答も LINE で行いました。なんとハイテク！令和ですね～。結果は、LINE の速さについていけず私のグループは最下位…でもでも景品で鍋スープをもらいました（って季節ちがう！）。

天候は朝からずっと雨でしたが、タープテントがあったので雨を気にすることなく楽しめました。でも締めめの時間にまさかの快晴に…おあとがよろしいようで。

さて、少～し税金のお話。

社内イベントで景品が当たったら、給与としてみなされて課税されることがあるのでしょうか？結論から言えば、あまりに高額な景品でなく、かつ現金や商品券でない限りは、課税されないと考えてよいです。

条件として、①労働の対価ではないこと、②現金や現金同等物（商品券など）ではないこと、③金額が社会通念上において高額すぎないこと、④景品を受け取る人の決め方が偶発的であること、となります。

よって、私が受け取った鍋スープは給与として課税されない！こととなります。さあて、賞味期限が 10 月だから汗をかきかき食べますか？

### 無料経営相談実施中！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2023 年 8 月開催スケジュール(要予約)

8 月 7 日(月) 10～12 時

8 月 9 日(水) 13～17 時

8 月 10 日(木) 18～20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

### 夏季休業のお知らせ

**8 月 11 日(金・祝) ～ 8 月 15 日(火)**

8 月 16 日（水）より通常営業致します。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

経営  
情報

## 令和 6 年からの新 NISA 元本総額 1,800 万円まで非課税

文責：谷川

令和 5 年度改正により NISA 制度が見直され、令和 6 年 1 月以降は「つみたて投資枠」と「成長投資枠」からなる新 NISA 制度が始まります。

令和 5 年度改正で見直された主な内容は次の 5 つです。

- ①口座開設可能期間の無期限化（恒久化）
- ②年間投資上限額の拡充
- ③非課税保有期間の無期限化
- ④非課税保有限度額の設定
- ⑤投資枠の併用・再利用可能

新 NISA は、口座開設可能期間と非課税保有期間の制限がなくなり、投資の内容は、つみたて投資枠（特定累積投資勘定）と成長投資枠（特定非課税管理勘定）の 2 本立てとされ、年間投資上限額は、つみたて投資枠が 120 万円、成長投資枠が 240 万円で、年間合計最大 360 万円まで投資可能になります。現行 NISA とは異なり、一つの口座内で同一年に併用することが可能になるため、自分に合った投資スタイルで運用が出来ます。

## 【参考】現行 NISA と新 NISA の比較

| 新しい制度            |                                                                                                   |                                                                            |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|                  | つみたて投資枠                                                                                           | 成長投資枠                                                                      |
| 年間投資枠            | 120万円                                                                                             | 240万円                                                                      |
| 非課税保有期間（注1）      | 無期限化                                                                                              | 無期限化                                                                       |
| 非課税保有限度額（総枠）（注2） | 1,800万円<br>※ 簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）                                                                  |                                                                            |
| 口座開設期間           | 恒久化                                                                                               | 恒久化                                                                        |
| 投資対象商品           | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託<br>〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕                                                   | 上場株式・投資信託等（注3）<br>① 整理・監理銘柄② 信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外 |
| 対象年齢             | 18歳以上                                                                                             | 18歳以上                                                                      |
| 現行制度との関係         | 2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用<br>※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可 |                                                                            |

（注1）非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保  
（注2）利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理  
（注3）金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への動向に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施  
（注4）2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

## （参考）現行制度

|          | つみたてNISA<br>（2018年創設）                         | 一般NISA<br>（2014年創設） |
|----------|-----------------------------------------------|---------------------|
| 年間投資枠    | 40万円                                          | 120万円               |
| 非課税保有期間  | 20年間                                          | 5年間                 |
| 非課税保有限度額 | 800万円                                         | 600万円               |
| 口座開設期間   | 2023年まで                                       | 2023年まで             |
| 投資対象商品   | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託<br>（金融庁の基準を満たした投資信託に限定） | 上場株式・投資信託等          |
| 対象年齢     | 18歳以上                                         | 18歳以上               |

ご興味のある方、詳しく知りたい方は各担当者までご連絡ください。

【参考】 金融庁 新しい NISA <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/index.html>

本店  
便り

## 第 4 回建設業セミナー

文責：亀田

6 月 24 日(土)に約 3 年ぶりとなる建設業セミナーを本店にて開催させていただきました。コロナ禍になってから開催できずにいましたが、新社屋移転後、初開催！となりました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

ソニー生命保険株式会社より下田様を講師としてお招きし、「その仕事、何歳まで続けられますか？～安心してセカンドライフを迎えるための 4 つの準備～」をテーマに、退職後のセカンドライフをよりよく過ごすための資金作りへのアドバイスや税金面でのメリット・デメリット、保険の各視点からお話をさせていただきました。

老後の生活やお金について考えることはありませんか？資金面など各ご家庭の状況もあるかと思います。積立など今からできることをコツコツとしていくことが大切だと考えさせられました。老後の資金作りや保険などにご興味のある方は、担当者までご相談ください。

今後も定期的に様々なテーマでセミナーの開催を予定しております。セミナー後には、ご参加者様同士での名刺交換や懇親会も行っております。人脈作りに、是非ともご活用ください。



行楽  
日記

## 東京観光

文責：青木

今年のゴールデンウィークに、日帰りで東京まで行ってきました。

朝 6 時台の新幹線に乗り、最初に東京スカイツリーに行きました。スカイツリーは予約制ですが、やはりゴールデンウィークだからか、とても混んでいました。

まず、展望デッキ(350 メートル)までエレベーターで昇ります。1 分もかからず到着です。お決まりですが、気圧差で耳が痛い…。さらに、すぐにその上の天望回廊(450 メートル)までのエレベーターの行列に並びました。

やっと天望回廊に到着して、ようやく少しゆっくり景色を楽しむことができました。途中、ガラス床ゾーンがあります。高所恐怖症ではないですが、飛び跳ねる人がいると不安にはなります。下りた後も、フロアの壁にはスカイツリーの工事の軌跡が載っていたりして、とても興味深かったです。

その後、赤坂サカスでアイドルグループ Snow Man の特大パネルと写真を撮ったり、ラーメンを食べたり、アイスクリームを食べたり、クリームパンを食べたり（休憩時間が多め）、皇居に行ったり、東京駅舎を外から撮影したりして、最後にバームクーヘンを買って帰りました。

今回は全て公共交通機関での移動で、路線図を見ながら行先を考えるのがとても楽しかったです。万歩計で約 20,000 歩。とても充実した 1 日となりました。



## 8 月の税務

- ・個人事業税の納付(第 1 期分) **納付期限…8 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 2 期分) **納付期限…8 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・6 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、  
12 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)、  
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告 **申告期限…8 月 31 日(木)**

### 三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆ 共通メールアドレス mikami@taxer.info